

**特集**

一歩ずつ、先へ ..... P.2  
 消費者情報アンテナ！ ..... P.4  
 男女平等推進情報そよかぜ ..... P.6  
 へるすアップ ..... P.8  
 実施中の主な新型コロナウイルス感染症の支援策 ..... P.9

市長コラム ..... P.10  
 情報BOX ..... P.11  
 ようこそ！あさかの生涯学習へ ..... P.23  
 わたくしたちの健康 ..... P.28  
 みんなすこやか ..... P.29  
 市民伝言板 ..... P.29  
 PHOTO NEWS ..... P.30

**表紙の写真** 朝霞市出身、大栄翔関。令和3年1月場所での優勝、おめでとうございます！



# 消費者情報 アンテナ！

## 「新生活」に潜むワナ！消費者トラブル急増中

春からの新しい生活でトラブルや事故を防ぐために、次のことに注意しましょう！

### 「必ずもうかる」「簡単にもうかる」もうけ話には気をつけましょう

「必ずもうかる」と触れ込み、高額のことを借金をしてまで契約を勧めるような悪質事業者もいます。「必ずもうかる」ということはないため、もうけ話をうのみにせず、たとえ知り合いであっても、不必要な契約はきっぱりと断りましょう。



### キャッシュレス決済等は適切に利用しましょう

クレジットカードのリボ払いは、返済金額が一定であるメリットがありますが、一方で返済期間が長期化し、高額な利息が積み重なり、借金が増えてしまう場合があります。二次元バーコードによるものなど便利な決済方法も浸透しつつありますが、家計の状況を把握し、使いすぎないように注意しましょう。どのくらい利用しているかを確認することが大切です。



### 知らない人のSNS情報はしっかり確認しましょう

インターネット上では、面識のない人と知り合うことがあり、SNSで知り合った人の情報や書き込みが被害のきっかけになることもあります。SNS上での書き込み内容等をうのみにせず、本当に信用できる相手なのか慎重に判断しましょう。

### 【新生活での事故を防ぐためのポイント】

- ☆使い慣れていない家電製品は、取扱説明書をしっかり読んで正しい使い方を知ろう！
- ☆家電製品の中古品は、製造年や保証の確認をし、コード等にも破損やキズがないか確認！
- ☆家具の組み立ては正しい手順で安全に！

新生活での気を付けたいポイントなど、詳しくは消費者庁のホームページをご覧ください。



## 巣ごもり消費に乗じた悪質商法にご注意！

### ○身に覚えのない商品の送り付け

注文していない商品が宅配便で届いた場合には、連絡先の名前等をメモして、受け取り拒否をしましょう。受け取ってしまった場合は、使用せずにしばらく保管しましょう。



### ○フィッシング詐欺

金融機関や大手企業、宅配業者を名乗り、メールやSMSで偽のサイトに誘導し情報を聞き出そうとする「フィッシング詐欺」が増えています。「緊急」「至急」という言葉に惑わされず、安易にメールやSMSにあるリンクにアクセスするのはやめましょう。

## ～まだまだ多い定期購入トラブル～

# 通信販売の「お試し」に伴う契約トラブルに注意

「1回だけのお試しのつもりで、通常よりも安い価格で商品を購入したつもりが、定期購入だった」というトラブルは後を絶たず、消費生活センターにも多くの相談が寄せられています。

### 〈事例〉

薄毛・抜け毛に効果があるヘアトニックのCMが流れていた。価格も500円と安かったので、お試しのつもりで注文した。

何回か使用してみたところ、自分には合わないと思い、1本だけ使用して止めようと思っていた。ところが数日後、数本まとめて商品が送られてきて、一緒に請求書も入っていた。

事業者者に電話で確認すると、5回目まで購入する定期購入になっていると言われた。500円だと思ったが、金額が高額で支払いができない。

### 〈トラブルを防ぐために〉

#### ①定期購入の記載がないか確認

お試し価格、初回限定といったように通常よりも安く購入できる商品は、定期購入が条件になっている可能性があります。

パソコンやスマートフォン等を利用して購入する場合は、最終画面までよく見て、定期購入が条件になっていないか確認しましょう。

#### ②体に合わない場合は…

使用中、体に合わない場合は早急に使用を止めるようにしましょう。

#### ③解約や返品の条件を確認する

通信販売には、クーリング・オフはありません。解約や返品をする場合は、事業者の規約に従うこととなります。注文する前に必ず確認しましょう。

### 〈未成年者も要注意〉

定期購入のトラブルは、未成年者も含め、どの世代からも多くの相談が寄せられています。

未成年者の契約トラブルは、取り消しができる場合もありますので、早めにご相談ください。



### 〈ご利用ください消費生活相談〉

相談日時／毎週月～金曜日（祝日、12月29日～1月3日除く）午前10時～正午、午後1時～4時

会場／消費生活センター（市役所4階 48番窓口）

相談内容／契約に関するトラブル、商品の品質や安全性、悪質商法、多重債務などの相談

問／☎048-463-1111（内線2256）